

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

1 日時

平成29年6月29日（木曜日）

午後6時0分開会、午後8時19分散会

（うち休憩 午後7時52分～午後8時10分、午後8時13分～午後8時15分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

戸塚担当書記、竹花担当書記、高橋併任書記、黒澤併任書記

6 説明のため出席した者

県土整備部

中野県土整備部長、高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長、遠藤道路都市担当技監、
八重樫河川港湾担当技監、嵯峨県土整備企画室企画課長、
菊池建設技術振興課総括課長、岩淵河川課総括課長、矢内下水環境課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

県土整備部関係審査

- (1) 議案第37号 水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (2) 議案第38号 北上川上流流域下水道北上浄化センター受変電設備更新工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり議案2件について審査を行います。

議案第37号水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第38号北上川上流流域下水道北

上浄化センター受変電設備更新工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その3）の1ページをお開き願います。議案第37号水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

平成27年11月2日に議会の議決を経た水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

県土整備委員会議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事です。

工事場所、工事概要、契約金額は資料のとおりでございます。

変更の内容でございますが、請負者である株式会社東芝が東芝電機サービス株式会社と会社法第757条及び第758条の規定に基づく吸収分割契約を締結し、工事請負契約の承継承諾依頼書が提出されたことから、内容を審査の上、これを承諾し、請負契約に係る請負者を株式会社東芝から東芝電機サービス株式会社に変更しようとするものであります。

工期については変更ありません。

次に、2ページをお開き願います。株式会社東芝の会社分割に係る変更状況及び承継承諾に当たって確認した内容について御説明いたします。まず、会社分割の状況についてでございますが、図の上、分割前の現状では株式会社東芝の名称のもとに事業ごとの社内カンパニーがあり、当該工事は一番左に記載のインフラシステムソリューション社が担当しております。今般、株式会社東芝は会社分割により、インフラシステムソリューション社など社内カンパニーを分社化して、それをそれぞれ株式会社東芝の完全子会社に承継することとし、東芝電機サービス株式会社との吸収分割契約により、インフラシステムソリューション社はそっくり東芝電機サービス株式会社に承継されるものです。

なお、株式会社東芝と東芝電機サービス株式会社との吸収分割契約は平成29年5月30日に締結され、7月1日に承継の効力を生ずることとなっておりますことから、6月中の議決をお願いするものです。

3ページをお開き願います。契約の承継承諾に当たり、確認した書類及び内容について御説明いたします。今回確認した書類及び内容は1から8であり、次のことを確認しています。

1の株式会社東芝と東芝電機サービス株式会社の吸収分割契約書から、インフラシステムソリューション社が営む事業に関する、土地等を除く施設整備等一切の資産、債務、知的財産権、雇用契約を除く契約、雇用契約、さらには許認可が承継されること。

2の建設業許可証明書から、承継人が当該工事を行うために必要な電気通信工事業の資

格を有すること。

3の経営規模等評価結果通知書から、県営建設工事の入札参加者名簿の登載要件に相当する内容であること。

4の契約工事に係る技術者に関する説明書から、会社の組織体制及び当該工事の技術者等に変更はないこと。

6から8でございますが、従業員数に関する証明書等から、プロポーザルの技術提案の履行に必要な体制及び権利が承継されることを確認したほか、ヒアリング等で当該工事のプロポーザル公告における参加資格要件を満足していることから、当該工事を施工する能力ありと認め、契約の承継を承諾しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○矢内下水環境課総括課長 議案（その3）の2ページをお開き願います。議案第38号北上川上流流域下水道北上浄化センター受変電設備更新工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

平成28年11月11日に議会の議決を経た北上川上流流域下水道北上浄化センター受変電設備更新工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、県土整備委員会議案説明資料の5ページをお開きください。工事名は、北上川上流流域下水道北上浄化センター受変電設備更新工事です。

工事場所、工事概要、契約金額は資料のとおりでございます。

変更内容は、請負者である株式会社東芝・北上電工株式会社特定共同企業体の代表者であります株式会社東芝が東芝電機サービス株式会社と会社法第757条及び第758条の規定に基づく吸収分割契約を締結し、工事請負契約の承継承諾依頼書が提出されたことから、内容を審査の上、これを承諾し、請負契約に係る請負者を株式会社東芝・北上電工株式会社特定共同企業体から東芝電機サービス株式会社・北上電工株式会社特定共同企業体に変更しようとするものであります。

工期については変更ありません。

続きまして、資料の6ページをお開きください。会社分割の状況については、先ほどの議案第37号と同様ですので、説明を割愛させていただきます。

なお、株式会社東芝と東芝電機サービス株式会社との吸収分割契約は平成29年5月30日に締結されており、7月1日に承継の効力を生ずることとなっておりますから、6月中の議決をお願いするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。契約の承継承諾に当たり確認した書類及び内容について御説明申し上げます。今回確認した書類及び内容は、1から5と9でございます。1から5については、先ほどの議案第37号と同様ですので、御説明を割愛させていただき、9の特定共同企業体協定書については、承継人と特定共同企業体協定書が締結されている

ことから、それを確認したほか、ヒアリング等で当該工事の入札公告における参加資格要件を満足していることから、当該工事を施工する能力ありと認め、契約の承継を承諾しようとするものです。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 それでは、再確認の意味も含めて、3点質問したいと思います。承継承諾のための確認を進めてきて、今回の提案になったと思いますけれども、確認をする経過の中でもし仮に承継承諾ができなかった場合はどうするのかという、別の検討もされていたのかどうかお聞きをしたいと思います。その際、もし承継承諾ができないとすれば、どのぐらいの経費が発生するのかということについて試算をしているものなのかどうか。

そして、三つ目は、東芝電機サービス株式会社がもし仮に今回と同様の形になった場合、どのようなことを想定しているのかということをお聞きしたいと思います。

○岩淵河川課総括課長 まず、承継承諾についての質問でございます。承継の可否に当たりましては、具体的に承継人が当該工事を施工する能力を有するかどうかを判断するために、議案説明資料の3ページに記載しております提出書類を求めたところでございます。私たちとしましては、この書類について内容審査のほか、東芝電機サービス株式会社へのヒアリングを実施して、7月の運用開始に向け、県の示した計画どおりの工事を進めている株式会社東芝と同様に当該工事を施工する能力があると判断したところでございます。

具体的には吸収分割契約書、契約工事に係る技術者に関する説明書、吸収分割前後の従業員数に関する説明書等の承継に例外がないということの証明から、さらには株式会社東芝の社内カンパニーのうち、当該工事を担当するインフラシステムソリューション社が営むソフト開発や製作等に係る工場等の設備、技術者約6,500人の従業員、及び当該工事のプロポーザルの技術提案を履行するために必要な技術の費用、これは知的財産権等ですが、そういったもの、当該工事に係る設計、製作費及び据えつけに係る体制が承継されております。そのほかに建設業許可等の資格を有すること等も確認し、承継人が当該工事の施工能力を有するものと判断したところでございます。

[柳村岩見委員 「委員長、注意してよ。そんなこと聞いていないでしょう」と呼ぶ]

○軽石義則委員 聞いていない。

[柳村岩見委員 「聞いていないのだよ、そんなこと。もしそのとおりできなかったらどうするかというのを聞いている」と呼ぶ]

○八重樫河川港湾担当技監 ただいまの軽石委員の御質問に関して、仮に承継ができない場合の検討ということでございますが、審査においてはおおむね順調に支障がないことが確認されておまして、議案の提案ということになっております。その中でできない場合という判断には至っていないために、その検討はしてございません。

あと、仮に東芝電機サービス株式会社の経営が立ち行かなくなった場合のことでござい

ますが、これについては、この会社にかかわらず、今我々が契約しているあらゆる会社がどのような経営状況になるかというリスクは当然ございますので、そういう状況の時点、時点で適切な対応をとっていくことになろうかと思えます。

○**軽石義則委員** 承継できるものという前提で進めてきたのだという解釈でいいのでしょうか。だとしても、7月1日という限られた日程の中で、万が一、チェックしていった際にそれができないとなったときに、その際はどのような対応が発生してくると想定したでしょうか。

○**八重樫河川港湾担当技監** いずれ株式会社東芝の分社化等の情報については、いきなり情報としてあらわれたわけではないと承知しておりますが、具体的な審査を手續にのっとって正当に行うという時間は当然頂戴して審査したものでございます。承継の内容をしっかりと具体的に書類でもって提出していただいて、今の部門、資産、技術がそっくり継承させるのではないかと想定が、そのまま書類等でしっかりと挙証されたと考えております。

○**軽石義則委員** そのことは理解しますが、ただ検討する際に、この提案にならなかった場合、どのぐらいの経費、損失が発生するかということも一応知らせていただいたほうが、さらに精度を高めた審査になっていくというような思いがありますけれども、そのことはどう考えているのでしょうか。

○**八重樫河川港湾担当技監** 軽石委員おっしゃるとおり、そういった承継できなかった場合のリスクについて、量的にお示しできれば、それはそのとおりよろしいかと思うのですが、なかなかそれに至る事象が確認されなかったということになります。定性的なお話をすれば、今、株式会社東芝が成果として完了した部分をそこで打ち切って再発注となると、そのプログラムを初め、相当数が使用できなくなる。次にどのような方が応募されるかわからないのですが、このプログラムというのは、かなりそれぞれの会社で独自の技術によって構成されているものですので、もう一度作り直す必要があるとか、単純に今までのものが全部使えるかどうかということも不明なところがあります。定性的には想定されている以上の費用が発生することもあるということでございます。

○**軽石義則委員** だとすれば、こういうケースはなかなかまれなケースだとしても、先ほどの話を聞くと、どの会社にもあり得るかもしれないという想定だとすれば、いわゆる一つの方法に絞るのではなくて、あらゆる可能性を追求することも今後は示してもらうようお願いしたいと思いますので、そのことは今後考えていただければでしょうか。

○**八重樫河川港湾担当技監** 難しゅうございますが、正当な手續の中で、恣意的にこちらで現契約を打ち切るとか、そういったことができない制度でもってこの工事に限らずやっております。メリット、デメリットの上での選択ということではなくて、できる制度の中で適正に進めさせていただいたと捉えていただければよろしいかと思うのですが、いろいろな要件を整理した上で、打ち切りではなくて、こちらを選択したということではございません。今できる契約行為の中での流れで来たということでもありますので、御理解いただき

たいと思います。

○**軽石義則委員** そういう御説明であれば、そういうことも含めた説明をしなければ、私たちは正直理解できないです。どうしてこの契約が承継するのかと、今のお話だとそこも含めての話が実はあるのだと思うのです。それがそのままこの資料だけ出されても、皆さん納得できないのではないかと。

○**柳村岩見委員** この契約、細やかなことは省きますけれども、当初、株式会社東芝と請負契約を結ぶときから、大丈夫なのですかという指摘がたくさんあったと思います。そして、こういう高額な工事請負契約の請負先を変更するという案件であります。このことは、まことに重大なことであります。本日の本会議での質疑を経て常任委員会に付託されて、今ここの県土整備委員会で審査しております。このこと自体も大変なことです。ところが、まことに遺憾なことでありますとおっしゃる方が県庁の職員に一人もいないのです。実は、皆さんの中でも誰が謝ればいいのかわからないのだと思うのです。知事が謝ってくれるのかな、でも私たちは粛々と仕事をやってきたという思いで、私は悪くないよと。いわゆる起きた状況、今遭遇している状態ということに対して、平常時ではない、遺憾な状態であるということです。謝ろうとする人がいないのです。その組織というのは、反省がないから進歩がない。これは、昔も今も同じ哲学ですよ。反省心があればこそ、反省をして成長する。自分の体質がいいほうに変わっていく。どなたも謝るつもりがないのです。皆さん、私は謝れと言っていません。誰しものが遺憾な状態であると、そのことについては反省しなければいけませんと。いや、株式会社東芝が悪いことであろうと言っていたら、何もこの常任委員会を開かなくていいのです。やっぱり新しい契約をしなければならぬということが含まれているから当然そうでしょうけれども、まずそこを皆さん、答弁はその部分については要りませんから、知事以下皆さんによく考えてほしいのです。この事態をどう見て、誰がどう発言をし、遺憾さを反省しつつ今後に生かしていくかということについて、県庁で考えなさいと思うのです。

工事進捗率をパーセンテージでお知らせください。それから、最初の契約と同じ契約額での変更ですが、この工事に対して今まで一円も払ったことないのですか。まずそこをお尋ねします。

○**岩淵河川課総括課長** 工事の進捗状況についてでございますが、自動閉鎖システムの根幹となる統制局、制御所及び子局に係るプログラムは完成しております。

○**柳村岩見委員** パーセンテージで。

○**岩淵河川課総括課長** 今年度末、金額ベースで約45%の進捗となっております。

○**柳村岩見委員** それなら来年の3月末までだな。

○**中平均委員長** 今調べてもらっているうちに、契約の前金を払っているか、払っていないか。金額を。

○**矢内下水環境課総括課長** 北上川上流流域下水道北上浄化センターの受変電設備の件ですけれども、進捗率は5月末で28%。それから、前金を支払っておりまして、金額が1億

9,415万円でございます。

○柳村岩見委員 1億九千何ぼを払っていると。払った分を差引かないのですか。

○矢内下水環境課総括課長 契約金額が4億8,600万円でございます。そのうち、前金として1億9,415万円をお支払いしています。

○柳村岩見委員 払った分を引かないと、新しい契約になりませんか。またもとの契約に戻る。違いますか。私の理解が間違っていますか。

○八重樫河川港湾担当技監 お答えいたします。

今回の契約は、契約の中身を変更するものではなくて、契約の相手が変更になるということをお認めいただき議案になっております。契約自体、総額での契約は、変更で契約するときも常に変わりません。総枠の中で、今柳村委員の御質問にあったように、前払金ですとか既に支払った分があるとすれば、年度末にどれだけでき上がって、その分の請求があって、全体の中から前払金で払った以外にでき上がった分をさらに支払うというような支払い方法をしております。

○柳村岩見委員 何かわかるような気もしますが、もとの契約金額に戻って新しいところと契約をし、工事の過程で前払金を払うと言いながら、金額の変更ではなくて、請負者そのものとの契約を変える案件なのと言うならば、金額なんかは前のおりとしやべればいい。数字なんか入れる必要ないのだ。何となくすきとこないのです。払った分は払った分だよ。新しい人には払わないのだよ。新しい契約者にも。

重複して払わないのだよね。残った分だけ払うのだよね。本当はその分だけでいいのだよね。何で前の契約に戻るのかと思って。皆さんだまされやすいタイプだよ。私なら絶対変える。払わなければならない残額だけ新しい契約にする。金額を変更したということでもおかしくないし。株式会社東芝との一つ目の契約では、1回も払っていません。

○岩淵河川課総括課長 水門・陸閘自動閉鎖システムについての支払い額と進捗率について御説明いたします。平成27年度からこれまでに、出来形払い、前金を合わせまして約8億円を支払っております。そして、平成28年度末の進捗率ですが、約17%。これは金額ベースです。

支払いの額ですけれども、先ほど約と言いましたけれども、8億円ちょうどでございます。

○柳村岩見委員 先ほどと同じ質問をしたいですけれども、時間がありませんから。質問者のほうは、同じ思いですよ。私の感覚は、払った分は引くのだ。何でまた払わなければならないような契約になるわけ。前に払った分は払いませんと、恐らく契約約款に、ただし書きを書くのだと思う。もっとわかりやすくすればいいのに。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 ただいま皆様のお手元でございます議案書にそれぞれ契約金額を記載しておりますが、議案書の記載のルール上、現在契約の契約額を記載しております。今回御承認いただければ、本契約は既に支払いが達成されたものはそのままとし、残された債権債務について履行を求める契約ということになります。

○柳村岩見委員 最初からそうして答弁してください。終わります。

○工藤勝博委員 本会議でも質疑がありました。株式会社東芝の状況ですけれども、商工労働観光部長は、今後見守るしかないと言われました。きょうの新聞でも、株式会社東芝の株主総会で大変紛糾したような記事もあります。そういう中で、経営陣の総退陣を求められていると。そういう会社の状況の中でありますけれども、平成27年の水門・陸閘の議案を議決したときも、その当時から株式会社東芝の会計について、議論されました。もともと株式会社東芝ありきの設計のような記憶があります。そういう中でこういう事態になって、このまま進んで本当に大丈夫なのかということを引きょうの質疑の中で感じました。その辺まず部長からお聞きしたいと思います。

○中野県土整備部長 もともと株式会社東芝ありきの設計という御指摘もありますが、これは平成27年の9月議会でこの契約案件について御承認いただいております。当然発注者としては適正に受注者をプロポーザル方式によって選定して、今の状況に至っているという経緯でございます。株式会社東芝の経営問題による再建の整理が、この工事にどう影響があるかということについては、確かに親会社であるところの本体の株式会社東芝の経営が仮に破綻すれば、それは当然承継される先の子会社がいろんな影響を受けるというのは想定されるものでございます。

ただ、先ほど八重樫河川港湾担当技監からもありましたが、現時点で我々ができることというのは、株式会社東芝から出てまいりました承継の承諾書の内容を吟味して承継先として予定される方が施工能力を有しているかどうかということ判断して、有していると判断した場合には、承継を排除できないという制度の上でやっておりますので、こういう議案を提出せざるを得ないという状況だと思っております。

もう一つ、つけ加えますと、今の株式会社東芝が持っていること、新しい東芝電機サービス株式会社に承継される体制、技術力、技術者、これはそのまま承継されるわけでございますから、それを我々は、ふだんつき合っている株式会社東芝の技術者の方々の能力を信頼しておりますし、技術力も信頼しておりますので、その方が承継先である会社にそのまま行って、体制も工場も行くということでございますので、施工能力については確かなものと判断はしております。そこは信頼をしているということで考えていただければと思います。

○工藤勝博委員 この議案は6月23日に説明があつて、あすには議決しなければ7月1日から効力がないと言われておりますけれども、確認の事項が言ってみれば都合のいいような確認の項目です。確かになるほど、そうなのかという思いもありますが、先ほど部長が言われましたけれども、これは実際現場では工事も始まっていて、水門・陸閘のほうの220基のうち65基はもうできていると。それに順次試験運用も始まっているという、そういう中ですけれども、その信用度がどうしてもすっきりしない。きょうの質疑の中でも、そういうのなら大丈夫かという思いが伝わってこないのです。このまま仮に来年の3月で株式会社東芝自体、本体がどうなるかもわからないという状況の中で、進んでいいのかどうかと

いうこと。繰り返すようですけれども、大変気になります。

そういうことですけれども、例えばここで立ちどまって、株式会社東芝以外に、先ほども説明がありましたが、いろんなプログラムももうでき上がっていて、それを順次やっているということもありますけれども、この先何十年という施設ですので、ちょっと踏みとどまって考える必要もあるのではないかと私は考えます。その辺はどうでしょうか。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 お手元にお配りしております本日の説明資料の2ページをごらんいただきたいのですが、2ページの下、分割後の形でございます。我々が契約しようとしております東芝電機サービス株式会社は、現在の株式会社東芝の中のインフラシステムソリューション社の体制を丸ごと承継して、その体制を取り込んで、新たな会社として今後経営されてまいります。

一方、きょう議論されておりました株式会社東芝の欠損でございますとかさまざまな経営上の問題は、この上にあります株式会社東芝という持ち株会社本体に残されるものがございます。工事を行う東芝電機サービス株式会社は独立の経営組織としてやってまいりますし、株式会社東芝自体も今後有望な事業分野であると認識しております。その施工能力等問題ないということからも、今回提案している工事の継続については問題なく履行されるものと判断して、議案を提出しております。

一方、今委員から御提案のありました、これを見直して、白紙に戻して、一からやり直すということに万が一なりますと、先ほど八重樫河川港湾担当技監から御説明申し上げましたとおり、さまざまな形で大きな手戻りを生じかねないと考えております。

○神崎浩之委員 先ほど軽石委員に対する八重樫河川港湾担当技監の答弁でちょっとひっかかったものですから、質問を組み立て直して質問するわけなのですけれども、今さら他の方法がないということがあって、当初は皆さん方、世界初のシステムだという中で、我々は大丈夫なのかと、光ケーブルでやったらいいのではないですかと。光ケーブルでほかの自治体はやっているし、さらに汎用性もある、ほかの多様性もあるというような、そういう指摘もあったのですが、ほかの方法がないと、後戻りはできないというようなことは、行政の責任として非常に無責任ではないかと。普通は民間であれば挑戦するということはあるかもしれませんが、県民の財産、それから復興予算を使っているということで、そういう一つしかない方法で進めてよかったのか、それを一つ確認させてください。

もう一つは、他の契約案件も全て同じだというような発言がありました。私は違うと思います。株式会社東芝は、その当時から世界的に問題を呈した会社である。今県がほかに契約している相手方というのは、株式会社東芝のように世界をにぎわしている会社と皆さんは契約しているわけではないですよ。民間はそういうリスクもありますけれども、事この株式会社東芝に関しては、最初の人に大丈夫なのかというようなことを言っておる会社であったので、他の契約も全部同じだという発言は間違いだと思うのですが、その点についてお願いいたします。

○八重樫河川港湾担当技監 大変乱暴過ぎる答弁という御指摘がございましたが、最初の

手法についてでございますが、ほかに手だてがないというようなことではなくて、当初契約の提案のときにいろいろ検討した結果、岩手県の沿岸に合った衛星系を用いたネットワークシステムというものを県のほうで判断して、そういった内容をプロポーザルしたものでございます。そのプロポーザルには6者の会社が、そのアイデアを持って提案していただいたということがございまして、その中で最も優秀なものを審査した結果、当該契約相手を選定したということで、御審査いただいたものと考えております。

ほかに手だてがないというわけではなくて、その契約、いただいた中身で、今まで積み上げてきた、でき上がったものがあります。アンテナもしかり、先ほど申し上げた衛星系のプログラムも新たにつくっております。さっき仮のお話で、別な契約に発注し直した場合に、そのプログラムを果たして使いこなせる会社がいるかどうかというようなところが課題になるかということで、そういった手戻りが発生しかねないという意味でお話を差し上げたところと御理解いただきたいと思います。

それから、ほかの案件も同じというのも、こういった社会的に話題になっている会社だということで同じだと言ったつもりはございません。別な工事でも、いろいろ経営の中で、あした経営が立ち行かなくなったというケースもあります。そういった例もあるということでお話を差し上げたつもりでございますので、御理解いただきたいと思います。

○**神崎浩之委員** もう一つ、損害賠償の話が出ました。これは、この前のときから私はひっかかっているのですけれども、今さら契約を解除すると我々のほうに損害賠償請求が来るという話だったのですけれども、それはただし書きが成立したのであればそうかもしれないのですけれども、今現在ただし書きとして、契約者を変更するわけですよ。相手先を変更するかどうかということなので、それでこちらのほうが合意しないのであれば、損害賠償は発生しないと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。ただし書きも、同意した後については損害賠償が発生するのではないかと思うのですが、まだ今相手先を変更するよという段階であって、それを承認するかどうかの我々の判断の時点ですよ。その辺についてはいかがですか。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** 今回提案しております契約につきましては、既に1度契約が成立しております。その契約の中で解除できる条項として、契約書の中に三つの条項があります。そのうちの二つは、相手方が不適正な行為を行った場合という、明らかに相手方に非がある場合、発注者の権利として解除できるという内容でございます。三つ目の内容は、これは必要がある場合は契約を解除することができるということで、この場合は発注者と受注者の関係は、五分五分の関係でございますので、解除を申し出る側に明確な根拠がなければ、相手方からは確実に失われた損失分については相応の請求を受ける可能性があるということで申し上げたものです。

○**中平均委員長** 恐らく会社法の事業承継ということ自体が、全部契約を引き継ぐから、決まる決まらないは別にして、契約自体生きているから、こっちの都合で解除すれば違約金が発生する、損害賠償が生じるという意味かと私は思うのですけれども、そこら辺を一

緒に説明してもらわないと、私たちわかりません。

○**神崎浩之委員** 会社法と行政の手続がある。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** 失礼しました。今回提案している内容の吸収分割でございますけれども、これは会社法の中で認められた手続でございます。その中で現在インフラシステムソリューション社が営んでいる事業については、権利、義務とも新しい会社に承継するというので、株式会社東芝と東芝電機サービス株式会社の間で契約が行われており、それに基づく承継で今回提案しているわけでございます。

したがって、その承継の中に、県が発注している工事請負契約に不利益になると、それが明らかであるようなことがなければ、発注者側から一方的に契約の解除を申し出ることは難しいと考えております。

○**神崎浩之委員** 明確な根拠がなければということですよ。大きい会社から今度は小さい会社に相手先がかわるとか、それから、100%出資の子会社でありますから、その大きな親会社がこれだけ世間をにぎわしている。非常に危機感を持っている株主一人一人も含めて、このような事態があるということは、私は今後県が不利益をこうむる可能性があるのではないかと、明確な根拠があるのではないかと考えているわけなのですけれども、それはそれでいいです。次に進みたいと思います。

本当は最初の契約についても聞きたかったのですが、もう時間もないので、新たな会社の信用度についてお聞きをしたいと思います。今相手先がかわるといふことなのですけれども、東芝電機サービス株式会社の経営状況はどうで、どのような判断で信用度があると県のほうは解釈しているのかお伺いをしたいと思います。

それから、あわせて東芝電機サービス株式会社のほうに譲渡される債権について確認したいのですが、4月24日、株式会社東芝のほうから分社化の方針が決定されて、その中に債務履行ということで、債務履行の見込みがある。それから、分割する部門の資産、負債ということで、分割する資産、負債は、現在精査中のため現時点では確定していませんということだったのですが、これについて株式会社東芝のほうから来る負債というのは確定したのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

契約書、株式会社東芝と東芝電機サービス株式会社との内部の分割契約書にもあるのですが、権利、義務、それから債務というようなこともあるのですが、これについては金額がないものですから、今度新たに契約し直す東芝電機サービス株式会社について、負債、債権、分割されるものについてお伺いいたします。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** まず1点目、新会社の信用度でございますが、先ほども御説明しましたが、まず一つ、国土交通大臣の建設業及び特定建設業の許可を得ていること。二つ目に、経営総合評価で県が入札参加に認める内容を有していることがございます。

二つ目の御質問、譲渡される債権、債務でございますけれども、株式会社東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社ですが、あくまでも内部組織というこ

とではございますけれども、その分割する事業部門における2016年度通期の連結営業利益は580億円の黒字という報告を受けております。

○**神崎浩之委員** 引き継がれる債務。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** 分割承継される負債総額は1,617億円、それに対応する資産額は2,902億円でございます。

○**神崎浩之委員** ということで、これはもともと資本金が1億円の会社でありまして、今回99億円足されて100億円ですよ。それに対して1,600億円余の負債が来るわけですよ。それに対して2,900億円余プラスということなのですから、会社の規模、資本金の額からいって、非常に危うい状況ではないかというように今お聞きいたしました。

資料が届いておりましたけれども、株式会社東芝分社化にかかわるといことで、資本金なり従業員とか、売り上げ、このようないい数字はあるのですけれども、そういう数字も事前に提示していただかないと、大事な県民の税金を扱う我々としては判断ができないと思っておりますので、それを指摘しておきたいと思っております。

それから、株式会社東芝の内部の契約は5月30日をもって株式会社東芝と、それから東芝電機サービス株式会社がこの契約を結んでいるわけなのですから、昨日の株主総会で分社化というのは承認されたのかどうかということ。内部でも契約はしているのですよね。それで、きのうの臨時株主総会では、主力のメモリー事業の分社化について決議し株主から承認を得たと新聞報道されているのです。この東芝電機サービス株式会社も含めた、今回のほかの分社化については株主総会の承認を得たのか、それとも承認すべき事項ではないのか。それから5月30日、内部での、親会社、子会社同士の契約書というのは株主総会を経なくても実効あるものになるのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** インフラシステムソリューション社に係る分の承継分割につきましては、資産額が東芝本体全体の5分の1未満でございますので、株主総会の承認は不要のものでございます。

○**神崎浩之委員** ちまたではメモリー事業のことについてしか報道されていないので、その辺について確認させていただきました。

次に、今回のこういう申請を受けて、これは復興予算を使っておりますので、国に対して、復興庁なりに復興予算の用途の相手先がかわるといようなことをお話しているのかどうかということ。あわせて議案第38号の北上川の浄化センターの件であります、これについては構成市町村もあるし、それから維持管理負担金も構成市町村から徴収しているということなのですが、それについては関係市町村にお話をし、同意を得たりしたのか、それから反応はどうだったのか、あわせて伺いたいと思っております。

○**岩淵河川課総括課長** 自動閉鎖システムについての予算は、復興予算を使っております。これについて今復興庁のほうに確認しているかでございますが、確認はしておりません。

○**矢内下水環境課総括課長** 今委員言われたとおり、関係機関、市町村からは当然あれなのですけれども、まだそれについては市町村のほうにはお話ししておりません。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 若干補足いたします。まず、復興予算を使用しております水門・陸閘の自動閉鎖システムでございますけれども、契約の相手方等は復興庁に対する報告事項にはなっておらず、当初契約においても報告はしておりません。

二つ目の下水道浄化センターでございますけれども、流域市町村からその処理料を県はいただいておりますけれども、県がどのような設備で市町村の終末処理を行うかについては、特段その流域市町村と協議しているものではございませんので、これについても特段流域市町村に意見等は聞いておりません。

○神崎浩之委員 私は非常に驚きなのですけれども、義務があるとか、ないとかの話ではなくて、今毎日のように話題になっている株式会社東芝、それが今度は小さい子会社ということであれば、それは義務がある、ないにかかわらず経過報告なりを、もちろん復興庁もそうですし、それから関係市町村にすべきものだと思うのですけれども、皆様方の仕事の姿勢について非常に憤りを感じました。

次に、今回新しく契約する会社の信用度なのですけれども、これは誰がどのように大丈夫だと判断したのかをお聞きしたいと思います。株式会社東芝の関係につきましても、私も常任委員会で2回、大丈夫なのかという疑問を、平成27年10月16日もやっておりますし、それから平成27年11月2日にもやっております。その中で、一つは特許庁の基幹系システムの発注について、3年で中止になり、今会計検査院から50億円、特許庁は返還を求められているということ。東京電力のスマートメーター通信システムの開発おくれ、それから2007年にはF-15戦闘機に搭載するデータ処理システムの試作も納期が間に合わなくて123億円の違約金を請求されているということで、技術力についても非常に心配だという話をしているわけなのです。それについて、技術力についてはそのまま引き続きということでありましたけれども、新しい会社の信用度については誰がどういう判断で行ったのか確認させてください。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 新しい会社自体は確かに現時点では資本金1億円、非上場会社でございますけれども、今回株式会社東芝の中の社内カンパニー、インフラシステムソリューション社の体制、ノウハウ、人員、それらを承継するということですので、そうしたこれまでの技術力を承継するということを、提出されたさまざまな書類から私どものほうで審査し、それを知事決裁により今回議案で提出することとしたものでございます。

○神崎浩之委員 きこのうの臨時株主総会を経て、さまざまな人がいろんな感想を述べておりました。その中には、仮に東芝メモリを売却できたとしても、その後の営業利益はどんなのだと。原発関連の追加される新たなリスクもあるのではないかと。一番厳しい見方の方は、会社更正法の準備のためではないかと。それから、某銀行は100%条件で回収は不能と発表しましたし、金融庁も不良債権の扱いだというようなことがあって、非常に親会社が心配だということでもあります。それで、本会議でも質疑があったわけなのですけれども、商工労働観光部長からも影響がないわけではないというような答弁があったのですが、例え

ば新たな債権、新たな引き受け先が出たとしても、やはり100%親会社なので、親会社の意向というのに非常に影響されるのが会社の株式制度であります。その辺が心配であるのですけれども。

この後佐々木委員が質問しますので、ちょっとだけ最後に今後の保守、メンテナンスについて、触れていきたいと思います。保守業務について、メンテナンスというのはどのように分けていくのか。保守業務なのですけれども、議事録を見ますと、随時運用していくというようなものもあって、それは、保守業務の契約についてはブロックごとに随時やっていくのか、それとも平成31年3月15日で全体が完成するので、そこから全体の保守契約が進んでいくのか。今工事しておりますが、それから試験を行い、運用が始まっていく。その中でおくれているところもある。このように箇所ごとによって完成、運用がばらばらになっていくと思うのですけれども、その保守とかメンテナンスというのは、どのように考え、発注していくのか、その点についてお伺いします。あわせて私の前回の質問でも、内容についてはブラックボックスだということなので、これをほかの会社が保守、メンテナンスできるものなのかどうか。そういう意味で、今後何十年、これとつき合っていかなければならない岩手県としては、大丈夫なのかという思いが今あるのですけれども、その点についてお伺いいたします。

○岩淵河川課総括課長　メンテナンスについての御質問でございます。今現在、株式会社東芝とは平成31年まで契約しているわけでございます。順次運用を始めているわけですが、工期内までは今の会社のほうに運用した分も含めてメンテナンス等をしていただくということで考えております。

工事完了後でございますけれども、保守業務は別途発注することで考えておりまして、具体的な発注方法については、今後詰めていくということで考えております。

あとは、ブロックごとという話がありましたけれども、そういったことも含めて今後検討してまいります。

○神崎浩之委員　最後に部長にお聞きしますけれども、この問題については自由民主クラブが当初の説明から、それから平成27年10月の具体的な提案なり、株式会社東芝が大きな問題となったところから、柳村岩見議員も、高橋孝眞議員も、それから岩崎友一議員も、私も、嵯峨壱朗議員も質問しているわけなのです。そのような中で、大きな金額であるということと、株式会社東芝の心配を指摘していました。世界初というシステムの内容についても質問しました。それから、随意契約であったということや、株式会社東芝の件が発覚してから早目の対応をとというようなことを言うておりました。それから、今回この契約の相手先の変更というのは、今までの県政で例がないというようなお話をされておりましたし、先ほど柳村委員も話したのですが、追加提案で出てきていると。これは、最初もそうだったのです。初期の契約も最終日ではなくて、追加提案で時間がない中採決されました。そして、今回も最終日ではなく、こうやって一般質問が終わって、常任委員会を開いて、そしてあした報告するというような非常に異例な進め方をとっているのが水門・陸間

自動閉鎖システムです。このような状況に至った経過、それから今後の管理、進捗のマネジメントも含めて、もしおわびもあれば、それも含めて部長から聞いて終わりにしたいと思います。

○**中野県土整備部長** 今回、我々執行部のいろんな手続の手間も含めて、それから議案を提案した議会の皆様にも、スケジュールも含めていろんな形で支障が出ているということにつきましては、私は非常に残念に思っております。これは、端を発しているのは株式会社東芝の経営の問題でありますし、経営の問題の発端が株式会社東芝本社のアメリカでの原子力事業への投資の失敗ということですので、誰を責めるということにはならないと思うのですけれども、いずれにしても我々これまで株式会社東芝と平成27年11月に契約を結ぶに当たって、株式会社東芝の提案をしっかり認知、精査して、会社の能力、技術力、それからシステム開発能力、当然メンテナンスも含めて、そういうものを評価して、この会社をお願いするのが一番だろうという綿密な検討の結果、ここに至っております。

今回そういったものを違う会社に継承せざるを得ないという事態に至ったというのは、株式会社東芝の経営の問題ではあるのですが、我々としては、現場でシステム開発に当たっている者は、経営がどうなろうと、その方々のノウハウであったり、その人間というのは誰が経営者であろうと残るのだと思うのです。そういった方々をまず信頼し、このシステムは復興事業でやっているものですからおくれのないように、なるべく早く供用させるというのが一番の目的だと思いますので、その一番の近道は何かということの中で、今こういう選択肢になっているということだと考えております。

いずれにしても、いろんな、我々執行部の手間も含めて大変な労力がかかっていること、皆様には大変御迷惑をおかけしていることについては非常に残念だということと考えております。もちろん今後しっかりとこのシステムをおくれのないように供用させていくということが一番の目的ですので、株式会社東芝の経営の問題の管理はできませんから、そこについては継承がしっかりされて、それを開発する、あるいはメンテナンス能力がそこにあれば、我々としては施工管理であったり工程管理、技術者がしっかり仕事で適切なものを残していただくことについては、我々として直接管理をしていきたいと思っております。

○**佐々木宣和委員** さまざま不安なところはあるのですが、承継承諾のための確認事項というところで質問させていただきたいのですけれども、6番の従業員数に関する説明書、恐らく株式会社東芝側から出されたものだと思いますけれども、インフラシステムソリューション社の従業員6,500人が現在従業員1,200人である東芝電機サービス株式会社に異動する。株式会社東芝の社員が東芝電機サービス株式会社に転籍するみたいな形になるのかと思うのですけれども、そもそも実際に人が移っているのをどうやって確認することができるのかというのを、どのように確認しようと思っているのかということです。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** この異動につきましては、確かに株式会社東芝からの説明を書面で提出をさせて、それを証拠として県としては受け取っているわけでご

ざいます。6,500人の確認はもちろんできませんが、ただしこの工事にかかわる主任監督、現場代理人及び主任技術者については、その氏名でもって変更がないことは確認しておりますので、万が一、何か問題が生じないようにということで、そこは担保できるものと考えております。

○佐々木宣和委員 重立った中心となる方は、きっちり名前までわかっているというような形になるのだと思います。株式会社東芝という大会社から関連会社に出向というか、転籍になると思うので、現実には今かなり転職されている方も多いですし、実際に本当に人がきっちり移っているのかというのがすごく不安なところがあって、重立った方を確認しながら、都度、都度やっていくべきなのかと思っております。ほかに確認する方法もないのだろうかと思えます。

次に、知的財産権の承継に関してなのですが、必要な技術の使用が承継されることというのが確認されていると書いてありますけれども、株式会社東芝みたいな大きい会社だと、恐らく本体のところには知的財産管理部みたいなのがあって、部門ごとの知的財産を全部まとめて管理しているような形だと思うのですが、これはそもそも独自の技術が東芝電機サービス株式会社のほうに移るといったようなことなのでしょうか。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 現在株式会社東芝が有する知的財産のうち、具体的に何が東芝電機サービス株式会社のほうに所有権が移行するか、もちろんそれを1件1件確認してはおりませんが、県に提出させた資料におきまして、当該工事に必要な知的財産権については東芝電機サービス株式会社に承継されることを誓約させておりますので、仮にその所有権が株式会社東芝本体に残るとしても、その使用に関する権限は東芝電機サービス株式会社がきちんと有してこの工事に当たるものと理解しております。

○佐々木宣和委員 株式会社東芝の場合ですと、医療部門を全部切り離して売ったりとか、今度メモリー事業も売るといったようなことがあって、結局この水門・陸閘自動閉鎖システムは保守管理のほうで非常に長い時間、これからつき合っていくようなところで、結局独自の技術をどこが持ち続けて、やり続けられるのかというのがすごくポイントというか、それがメインなのかと思っております。その部分は株式会社東芝にきちっと言わせたというか、やっていただいたのかと思っております。

平成27年度の議案が出てから思っていることですが、株式会社東芝みたいな巨大企業でもこういうことがあって、社会的な外的な要因でこれだけ一気に経営が狂ってしまうというようなことがあるのを、そもそも県行政でどうやって精査してチェックしていくのかというのはすごく難しいと思うのですが、ただ学習して次の何か新しいチャレンジするときに活かしていかなければいけないと思うのですが、その辺に関して何か所感があれば伺って、終わります。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 企業の経営におきまして、将来の確実性を明確に見通すことはなかなか難しいことではございますが、そういう点からも、今回分社化され、さまざまな問題を抱えた部門は全く別個の会社組織のほうに、工事を請け負う部門か

らは切り離されていくということではありますけれども、親会社は株式会社東芝ということですので、今後、工事の継続に当たりましては、その履行がきちんとなされていくか、計画どおり進んでいくかというところは、引き続ききちんとしてまいりたいと考えております。

○白澤勉委員　さまざまな御質問があつて、重複するところもありますので、そこはしないように簡潔に確認させていただきたいと思いますが、まず初めに進捗状況のところ、本会議でも3割とか、先ほど平成29年度で45%というお話でございましたが、そもそもこの工事、工期内に終わる見通しがあるのかどうか、まずそこをお伺いいたします。

○岩淵河川課総括課長　自動閉鎖システムは、システムが完成しております、さらにはあと統制局、制御所も既にできております。引き続き、あと残っているところの、これから整備をする部分の消防とか市役所とか、そういったところの制御所の準備を進めていきますし……

○中平均委員長　できるか、できないかでいいのです。

○岩淵河川課総括課長（続）　あと、子局についても計画どおり、今のところは進んでいると見ております。

○中平均委員長　工期内にできるということですよ。

○岩淵河川課総括課長　平成31年度（後刻「平成31年3月15日」と訂正）までにできるということで考えております。

○白澤勉委員　今答弁で平成31年度までとおっしゃっていましたが、平成30年度なのか、ちょっとそこを確認いたします。

○岩淵河川課総括課長　申しわけございません。平成31年3月15日の予定でございます。

○白澤勉委員　今年度は平成29年度ですから、あと来年度でほぼでき上がるということのようでございますが、先ほど来から施工管理能力というか、その部分を私もまず心配しておりますが、3ページ目の確認事項においても、今回のプロポーザルにおける株式会社東芝の技術提案が採用されて、承継後も技術提案の履行が可能かを確認したということなのですが、改めて履行が可能だと判断した根拠をお願いします。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長　このプロポーザルを提案した施設設備、そしてスタッフがあり、それを我々は採用し、その施設設備、スタッフが丸ごと移行するというところでございますので、施工する能力があると判断いたしました。

○白澤勉委員　そのスタッフの体制が確保されているから大丈夫なのだとということでの答弁ですが、先ほど来からも、そもそもの本体の経営上の悪化といいますか、破綻が懸念されているという状況の中で、果たして大丈夫なのかといったところが、そこがまたみそでございます。まず100%の子会社ですから、先ほどの質問でもありましたが、本会議の一般質問においても、商工労働観光部の菊池部長が影響は一般論としてあり得るだろうと。私は、まさに100%子会社ですし、親会社の影響で、取引先や他社など相手の変化ということも通常やっぱり出てくるだろうといったところがあるのですけれども、改めて今県土整備

部として、この状況に対する課題認識をどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。課題認識があるのか、ないのか、ちょっとお伺いします。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 再三御指摘いただいておりますとおり、分割後におきましても、株式会社東芝という本体そのものに、さまざまな経営上の課題があるという意味では、影響全くなしとは考えておりません。そういう点から、工事を施工する東芝電機サービス株式会社の今後の工事の施工、進捗については、きちんと見てまいりたいと考えております。

一方、東芝電機サービス株式会社は、株式会社東芝の100%子会社ではございますけれども、独立した会社であり、しかもみずから資金調達能力を有する会社でございますので、そういう意味では100%子会社ではありますが、独立して経営していける会社であろうと考えております。

○白澤勉委員 本体のほうから6,500人ほどのスタッフも受け入れながら、もともとの核の母体が、受け皿が小さい会社に大きなスタッフが来るということで、やはりそこら辺全体、会社経営の話をここですることは避けたいと思いますけれども、そういう経営上、今後さまざまな影響というものが予測されるのかと思います。

最後に、要はこういう状況に対して、承継ですからそのまま行かざるを得ないというところは理解できるのですけれども、今後のさまざまな環境変化に対して、ある程度の予測をしたり、あるいは現状分析しながら、手を準備していく必要があると私は思います。最後に、ちょっとそこら辺の御所見をお伺いして終わります。

○八重樫河川港湾担当技監 環境変化への対応ということでございました。当然ながら、報道等で我々も皆さんと同じような情報を取得しており、漫然とこの会社の工事を監督していたということではございません。4月30日、5月30日にかかわらず、工事契約をしてから、監督、直接携わっている技術者もそうですが、例えば2ページのインフラシステムソリューション社、ここは従業員6,500人というと相当大きな組織でございます。ここが岩手県だけにかかわらず全国各地のいろいろなシステムなり、インフラ対応の仕事をしているわけですが、ここの責任者等に頻繁にヒアリングをして、組織としてちゃんと継続していけるかどうかということ任意に対応してまいっております。

今回正式に分社化ということが公表になったということをつままして、正式な手続へ速やかに進めさせていただこうという中で手続を行ってきたということでございます。いろいろな環境変化をつまみながら、適切に監督をしてきたものと考えております。

○小野寺好委員 私は、この議案を通したいと思うので、そういう思いで質問いたしますが、まず最初に、さっき自由民主クラブのほうから、当局の熱意がちょっと薄いのではないかというようなお話がありましたけれども、普通の議案と違って、今回は特に何とか通してほしいという、そういう熱意が見られないのですけれども、いかがでしょうか。

○中野県土整備部長 熱意ということでございますが、これは私が個人的に醸し出す雰囲気なのかもしれませんが、この議案については、過去、平成27年度の議会において、この

契約が本会議においても、そしてこの委員会においても問題になったということは重々理解しておりますし、今回この議案を提出させていただくに当たって、我々もスタッフを含め、相当大変な労力をかけて準備してきたということでございますので、この場で申し上げるのはあれですけれども、通していただきたいと思っております。先ほど申し上げましたけれども、承継という手続については、ルール上結局いろんな書類が出てきて、それを確認した上では、我々行政として出さざるを得ないというものなのですが、そういうものとは別に、どうやったら早く、計画どおりにこのシステムを県民の皆様提供できるかということをいろんなリスクも含めて判断したときに、今の体制を承継いただける者にこのまましっかり進めていただく、それを発注者として施工管理していくというやり方が現時点では一番リスクが少ない、一番妥当なやり方だろうと判断した上で出している議案だと御理解いただければと思います。

○**小野寺好委員** 熱意と、あと答弁の丁寧さがちょっと欠けるなど。答弁の練習する時間がなかったのかとは思いますが、私らにもうちょっと丁寧な答弁をお願いしたいと思って聞いておりました。

それで、質問に入ります。今回、議案第37号、第38号、請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求める、変更という言葉で出ているのですが、今まで出てきたのは、工期変更だとか、契約金額の変更だとかという、そういったもので出てきているのですけれども、県土整備部の皆さんに聞くのは申しわけないのですけれども、法務担当のほうは契約の変更という場合、内容の変更はどこまで許容されるかという打ち合わせをしたのか。要するに契約の当事者がかわるわけです。さっき副部長の答弁のとおり、規模の大小にかかわらず全く別な法人なわけです。契約の相手方がかわるというのは契約の変更に当たるのか、その辺法務担当とどのような打ち合わせをしたのか。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** 非常に長い題名でございますけれども、契約の相手方としてA社からB社にかわる場合は、これは全く別の請負者に変更するわけですから、まさに契約そのものの変更にあたると思います。今回の場合は、承継でございますので、相手がA社からA'にかわるというような内容でございますけれども、ただしそれが単純な吸収合併のような形ではなく、承継分割契約という手続によって承継されることから、完全な同一性が保証されていないという意味で今回議案に提出したもので、この点につきましては議会運営担当のところ、法務関係のところとは打ち合わせをして、提案させていただいております。

○**小野寺好委員** 何とか通したいという思いで質問をしていますけれども、例えば請負契約をやって、請け負った会社ができなくて途中で破綻してしまったと、こういった場合には保険とか別な会社に行くとかあるかと思うのですけれども、そういったパターンとはちょっと違う。皆さんがおっしゃっているのは、社内カンパニーのインフラシステムソリューション社がそのまますんと入ってくるから、同一性は保たれているのだという論理かと思うのですが、これは全く対外的には無理な話。株式会社東芝との契約、これ本当は

一遍破棄して、新たにそこから営業譲渡を受けた東芝電機サービス株式会社、ここと新たに契約する。今までやった分については承継してもらい、営業譲渡してもらおうという、それが本来の契約ではないでしょうか。

ただ、それをやっているとして7月1日に間に合わないと。そういった背景を考えると、何とかきょうの委員会、あしたの本会議で通したいと思うのですけれども、本来の請負の契約変更という場合、当事者の変更というのはあり得ないと思いませんか、部長。

○中野県土整備部長 これは、請負契約条項の中に承継ということがルール上位置づけられておりますので、そういうルールにのっとって処理できるということであれば、そこはあり得ないということではないと考えております。承継ということが契約のルールの中に位置づけられているということであれば、その承継の正当性が各種の確認によって確認されれば、承継というルールは使ってしかるべきものだと考えております。

○小野寺好委員 東芝電機サービス株式会社というのを見ると、昭和62年5月に設立されている。1億円の資本金、従業員1,246名。そういった全く独立した会社なわけです。承継しているというのは、親会社から子会社に仕事を今度頼むねと、途中までやったのをおたく引き受けてちょうだいねという、そちらの事情だと思うのですけれども、地方公共団体、契約の当事者である岩手県としては、株式会社東芝、この名前を東芝電機サービス株式会社にかえるというのは、全く別な契約になる。承継云々というのは向こうの内部事情であって、契約自体は全く別なものになるのではないかと。

ただ、今回はそんなことをやっている時間がないから、何とか請負契約の変更で通したいと思うのですが、そういった理解があつての提案なのか。いやいや、そんなことはないのだ、これはできるのだ、そういうつもりで出しているのか、その辺の考えをお聞きします。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 契約条項の中にございます承継ですが、先ほど申しましたとおり、全く別個のA社からB社に権利義務を承継するという場合は、全く別個の契約でございますので、それはできないと考えております。ただ、今回はさまざまな経営の手続の中で、会社法で認められた会社分割という形で、先ほど申し上げたとおり、抱えている権利義務を第三者に譲渡したのではなくて、同一性のある形で会社の形態を変えるという制度にのっとった手続でしたので、今回のような一連の契約の中での請負者がかわるという議案を提出させていただいたものでございまして、決して間に合わないから便宜上やったとかそういうものではなくて、あくまでも法務等との相談の上、制度的にそういう性格のものと考えて提案させていただいております。

○小野寺好委員 せっかく通したいと思ってやっているのに、全く残念です。本来は、やっぱり私は別契約だと思う。当事者が、契約の相手がかわってしまう。ただ、中の技術者、ノウハウ、人員、そういったものがすっとんて入ってくるから、それは何とか認めてあげたいと思うのだけれども、本来の契約というもののあり方としては、このような姿ではないと、その辺どうお考えですか。

○中野県土整備部長 本来の契約のあり方ということにつきまして、私も少し勉強不足のところあるかもしれません。先ほども申し上げましたが、今回議案を提出するに当たって、一番何を重視したかということについては、整備している水門・陸閘自動閉鎖システムを今考えている工期の中で、タイミングで、県民の皆様にしっかり供用させるということに当たって、どのやり方が一番いいのかというところを重視して、同一の能力を持った者に対する承継というルールがあるのであれば、しかも株式会社東芝がそこについて、その制度を使って引き続き業務をやるということ、インフラシステムソリューション社がやるということ、それを表明するのであれば、その部分をもって、今考えているいい品質のものを間に合うタイミングで整備をしていくということに当たって、この制度を使って議案を提出させていただいたということだと御理解いただければと考えております。

○小野寺好委員 ちょっと残念な議論なのですけれども。今後において、例えばいろんな建設の請負契約で、同じようにA社と契約したのだけれども、ちょっと無理が生じてしまったと。例えば県営住宅の建設とか、そういった場合に、変更契約でB社にして最後まで仕上げてもらうとかという、そういった前例になるのでしょうか。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 そういった場合は、承諾の対象にはなりません。

○小野寺好委員 最後にもう一回、この特殊性はどのように理解したらいいですか。

○八重樫河川港湾担当技監 補足の答弁でございますが、この事務手続をするに当たって、東北地方整備局と他県の契約事例も伺っております。いずれも契約約款に定められている承継手続によって、株式会社東芝の分社化に関する契約の継続を行うということは確認しております。

○柳村岩見委員 最初のほうで質問させていただいて、いろいろ質疑を聞いて思うのですが、承継だからだめなのです。6,500人もの従業員を1,200人の会社が受けるのだよ。それは、工事も来るでしょう、売り上げも来るでしょう。でも、6,500人の従業員を受けたら、あらかた何か月かで給料が払えなくなる。そういうチェックというものは、書面でいたしました。承継でないほうがよかったのだ。承継であることが、この会社と契約するのは問題あるかもしれない。私も二度と間違えたくないのだ。1回は許されるかと思う。何ぼ主張したのだけれども、通らなかった。譲歩しなければいいのをしたのだ。賛成と、こうやりました。同じことで2回間違えたくないの。

答弁できますか。従業員1,200人の会社が6,500人の従業員を受けて、売り上げも来るだろうけれども、次の月から給料を払わなければならないよ。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 従業員1,200人の東芝電機サービス株式会社に6,500人の従業員を抱えたインフラシステムソリューション社が承継されますけれども、それは1,200人の経営規模で7,700人を雇用していくわけではなく、6,500人分の経営体力とともに一体化されますので、そういう意味では経営上、特段の支障はないものと判断いたしました。

○柳村岩見委員 そんな立派な話なら、何も東芝電機サービス株式会社なんか承継する

必要なんかないではないですか。立派な会社なら。なぜするのですか、承継しなければならないからです。だから、この後のからくりというのは、また経済行為でいろいろ起きる可能性がある。2回は、みんな一緒になって間違いたくないよね。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 現在の株式会社東芝の名のもののインフラシステムソリューション社は、今回提案している契約のように、全国でさまざまな契約を締結して継続中でございます。その契約を実行するためには、建設業の許可が必要なものも当然ございます。インフラシステムソリューション社が分離して、全く新たな会社として立ち上げる場合、その許認可が一旦中断することになりますので、その建設業の許可を取得済みの東芝電機サービス株式会社と一体化して、その中で現在締結済みの内容を履行継続するという必要性があったものと考えております。

○柳村岩見委員 最後にしますが、結局、そのように思いたいです。恐らく、これからの過程では、もらえる仕事がもらえなくなったり、契約解除になったり、それは約款にいろいろ書かれていても、違約金を払ってもいいからやめたい、そういう人だって出てくるだろうし、従業員だって、気のきいた人はやめるかもしれないし、それはここ数カ月の間にもいろんなことが起きるかもしれない。そんなことが起きないで、全ての仕事が承継されるのだと。人も技術も資金も、今まである契約も全部うまくすばっと移るのだと、そう考えたいですよ。そうはならないでしょう。

○田村誠委員 この案件につきまして、水門・陸閘自動閉鎖システム、これは6年3カ月前に起こりました大災害によって、水門を閉めに行った消防団の方々が命を落としてしまった、これに端を発しているわけですがけれども、そうしたことから考えれば、一日も早くやっていただきたい、そういう思いがいっぱいなのです。ところが、株式会社東芝の問題になりますと、経営が別だと言いますけれども、当然関係があるのです。だから、再来年の3月31日までは完成させるということでお話をしています。したがって、一日も早く工事を完成させる自信はありますか、それがまず一つ。そして、それをやることによって一日も早く工事が終わることが最優先。あとは、ほかの保守管理。これについては別に新たな契約ということになっているようでございますが、そうした意気込み、必ずやり遂げるという意気込みをぜひ証明していただきたいと思います。

○中野県土整備部長 ただいまいただきました話でございます。もちろん、この契約の中で、工期、平成31年3月15日までに施工管理をしっかりとやっていくというのは、発注者として、我々県土整備部として当然のことだと思っておりますので、そこはやってまいります。それに当たって、今回この議案を提出させていただいて、この承継が速やかに行われて、柳村委員からあったように、その技術体制がそのまま残るのかどうかということについて、確かに人でありますので、それは不確定要素はないとは言いません。ただ、そこはいろんな選択肢がある中で、今のインフラシステムソリューション社の技術者と一緒になって、我々はこのシステムをつくりあげると、しっかりと約束した工期に間に合わすということをやっていきたくい。当然ですが、施工管理についてはしっかりと努めてまい

ります。

○工藤勝博委員 この分社化についての提案は、株式会社東芝本体からの提案だったのか、それとも逆に県のほうで分割吸収するという提案をされて進んだのか、それを確認したいと思います。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 先ほど若干説明しましたが、契約相手として完全な同一性があるとは言い切れないということがありましたので、そこを確実に担保するため、議会への提案が必要なので、承継手続をとるようにとというように県のほうで指示しております。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

委員の皆様にお諮りします。このまま討論、採決と進んでいいですか。

○柳村岩見委員 ちょっと休んだら。休憩。

○中平均委員長 であれば、各会派のあれもあるでしょうから、一旦休憩をとりますし、いいのであれば進めますが。10分くらい休憩をとりますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 それでは、暫時休憩させていただきます。再開は8時10分でいいですか。では、8時10分に再開しますので、よろしく願いいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○中平均委員長 再開いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○柳村岩見委員 反対ないのか。

○中平均委員長 反対討論からです。

○柳村岩見委員 私は賛成だよ。賛成討論。

○中平均委員長 賛成討論ですね。

○柳村岩見委員 まず、聞いて。

○中平均委員長 討論はありませんか。一般的には反対から討論でございますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 では、ちょっと待ってください。暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○中平均委員長 それでは、再開させていただきます。

討論に入ります。

○柳村岩見委員 大変判断の迷う案件であります。株式会社東芝という会社の大きさからいって、大丈夫そうに見えてそうではなかったという、一つの我々の得た経験からいくと、

お先なんか真っ暗。新しい東芝電機サービス株式会社に承継されるからいいのではないですかと言いますが、ちゃんと承継されるでしょうか。それを私たちは認めていませんから。東芝電機サービス株式会社の信用度というか、それは非常に初歩的段階のデータしか私どもは持ち合わせておりませんし、答弁もそのようにしかいただいております。

その中で、この会社と高額な工事の契約をしていいのかと迫られると、株式会社東芝の経験を踏まえて、なお余計に心配であると言わざるを得ません。皆さんの答弁も、一生懸命それぞれの立場で答弁をされていることは承知の上ですが、必ずしも的を射た、しっかりとした答弁だとは私には思えません。第一、このことに対する、遺憾であるということの中野部長に言わせれば済むということではありません。そういう岩手県の当局体制に問題があります。ですから、この案件について、実は反対したいのです。

しかし、復興のおくれ、あの消防団の方々がとうとい命をなくした、そういうことを考え合わせれば、災害はいつやってくるかわからない。そんな中で、早く安全に立派にできてほしいという願いもまた持っている。だから、ぎりぎりのところで賛成します。賛成したいです。皆さんにもそのようにお願いしたい意味での討論でありますから、委員の方々にお願いを申し上げます。

ただ、このことについては、スムーズに承継していくのか、この会社がいろんな承継の中で起きる荒波を乗り越えられるのかということになれば、我々大したデータを持っているわけではありません。判断は難しいです。でも、先ほど申し上げた復興、とうとい命が失われることのない、早くこの工事が立派に安全に完成されることを願うがゆえに、皆さんの答弁をよしとするつもりは全くありませんが、賛成をいたしたいという討論であります。

○中平均委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。